

大阪城天守閣条例の一部を改正する条例案

大阪城天守閣条例（昭和24年大阪市条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
(供用時間) 第6条 天守閣の供用時間は、午前9時から <u>午後6時</u> までとする。 [2 略]	(供用時間) 第6条 天守閣の供用時間は、午前9時から <u>午後5時</u> までとする。 [2 同左]
(利用料金) 第10条 [略] [2 略] 3 利用料金の額は、次の各号に掲げる区分 に応じ、当該各号に定める金額の範囲内に おいて、指定管理者があらかじめ市長の承 認を得て定める。利用料金の額を変更しよ うとするときも、同様とする。 (1) 観覧料（特別の展示に係るもの除 く。） <u>次に掲げる区分に応じ、それぞれ</u> <u>次に定める金額</u> ア <u>高等学校又は高等専門学校（これら</u> <u>に準ずるものを含む。）の生徒及び大学</u> <u>（これに準ずるものを含む。）の学生</u> <u>1人1回につき600円</u> イ <u>アに掲げる者以外の者 1人1回に</u> <u>つき1,200円</u> [(2)・(3) 略]	(利用料金) 第10条 [同左] [2 同左] 3 [同左] (1) 観覧料（特別の展示に係るもの除 く。） <u>1人1回につき600円</u> [新設] [新設] [(2)・(3) 同左]

[4 ~ 6 略]

[4 ~ 6 同左]

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線
は注記である。

附 則

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。
- 2 この条例による改正後の大坂城天守閣条例第10条第3項の規定は、この条例の施行の日以後の大坂城天守閣（以下「天守閣」という。）の観覧に係る料金について適用し、同日前の天守閣の観覧に係る料金については、なお従前の例による。

令和6年2月22日提出

大阪市長 横山 英幸

説明

大阪城天守閣の供用時間及び利用料金の額の上限を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。